

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所(所在地)等が不明である(法施行地でない)ので、地方税法第20条の2及び横浜
市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は
当区役所税務課収納担当に保管してあるので、いつでも送達を
受けるべき者に交付する。

令和 8 年 10 月 5 日

横浜市 旭区長 堀口 和美



送達を受け るべき者	氏名又は 名称	山城 凌介
送達する 書類名	差押調書(謄本) R08-03-51-000948	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		